

廃棄物保管場所等設置届の提出時期及び作成要領

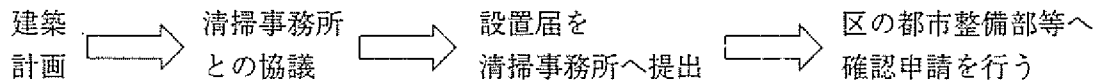
廃棄物保管場所等設置届（以下、「設置届」という。）の提出時期及び提出書類の作成は、次の要領により行ってください。

1 設置届の提出時期

設置届は、建築物の計画段階で、即ち建築確認申請を行う前に、清掃事務所に提出してください。

江東区（以下、「区」という。）の収集運搬業務の提供を受ける場合（家庭系）で、反転コンテナボックス又は、自動貯留排出機を設置するとき、及び区の収集運搬業務の提供を受けない場合（事業系）で、容器、反転コンテナボックス、自動排出貯留機器または、車両搭載コンテナ以外のその他の設備を設置するときは、設置届を清掃事務所に提出する前に、車両規格がありますので、十分に協議してください。

次の設置届提出までの流れを参考にしてください。



2 届出対象となる建築物

(1) 廃棄物の保管場所及び保管設備（P 2～書類作成の手順）

【大規模建築物】

①延べ床面積3,000平方メートル以上の建築物

【中規模建築物等】

②延べ床面積1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の建築物

③地階を除く階数が3以上かつ住戸数が15以上の建築物

(2) 再利用対象物の保管場所（P 6～書類作成の手順）

事業に供する部分（住宅部分は除く）の床面積の合計が、3,000平方メートル以上の建築物。

（事業用大規模建築物）

3 設置届提出の際の必要書類

次の書類を提出してください。

- (1) 各廃棄物保管場所等設置届
- (2) 添付書類

正・副の2部

- ① 建築物の概要がわかるもの
 - ア 建築物の用途別床面積内訳書 2部
 - イ 建築物の設計概要（用途、構造、階数、建築面積、延べ床面積等がわかるもの） 2部
 - ウ 建築物の案内図（地図の写しで可）・配置 2部
 - エ 建築物の各階平面図 2部
- ② 廃棄物保管場所等の概要がわかるもの
 - ア 保管場所の配置図（位置図）（各階平面図で確認できれば省略できます）及び敷地内運搬車通過道路図 2部
 - イ 保管場所の平面図、立面図、断面図（縮尺50分の1） 2部
 - ウ 保管場所の仕様及び面積算定図 2部
 - エ 保管設備を設置する場合は、その仕様及び構造がわかるもの 2部

その他、保管場所設置に関して必要と認める図面等

○持ち出し場所等協議事項の記録のため念書の提出もお願いしています。

4 廃棄物保管場所等の提出書類作成の一般的手順

- (1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

- ア 用途ごとの床面積と廃棄物発生予測量とその計算根拠を明確に記入してください。その場合廃棄物の発生予測計算の対象とならない共有部分は「その他」と記入してください。
- イ 住宅部分の人員数は、原則としてP11の表3「住居占有面積別人員数」により求めてください。ただし、実際に使用を予定している人員が上記により求めた人員よりも多い場合は、多い方の人員で算定してください。

- (2) 建築物より発生する廃棄物の量を算定してください。

- ア 原則としてP11の表2「施設用途別廃棄物排出基準」により算定してください。
ただし、過去に同様の用途に用いたときの廃棄物排出データがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いて算定してください。

イ 算定にあたっては、家庭系と事業系（事務所・店舗等）の廃棄物を区別してください。

(3) 算定した廃棄物の量を、次の基準により比例配分し、ごみ種ごとの量を算出してください。また、体積を重量換算する場合は、 $1\text{m}^3=250\text{kg}$ として計算してください。

ア 家庭系廃棄物の区分割合は、燃やすごみ0.66：燃やさないごみ0.04：資源0.22：容器包装プラスチック0.08としてください。

イ 事業系廃棄物の区分割合は、区の下承を得た上で、過去のデータを用いて算出してください。ただし、過去のデータがない場合は、可燃ごみ3：不燃ごみ1：資源1の割合としてください。事業用大規模建築物に該当する場合は、可燃ごみ3：不燃ごみ1の割合としてください。

(4) 廃棄物の収集間隔を決めてください。

家庭系廃棄物は、区の収集となります。事業系（事務所・店舗等）廃棄物は原則として自己処理または、一般（産業）廃棄物処理業者の収集となります。

ア 区が収集する場合の収集間隔は、原則として燃やすごみ週2回、燃やさないごみ2週間に1回、資源・容器包装プラスチック週1回です。粗大ごみは、申告制です。

イ 廃棄物処理業者が収集する場合は、契約により収集回数（形態）を決めてください。

(5) 廃棄物の保管方法を決めてください。

廃棄物の保管方法は、P10の表1「建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法」の中から決めてください。

ア ポリ容器による場合

原則として60リットル以下のポリ容器を使用してください。

イ 反転コンテナボックスの場合

容量は、 0.7m^3 のものにしてください。

ウ 容器以外の場合

廃棄物の排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分に収納できるものとしてください。

エ 区の収集業務の提供を受ける場合は、ポリ容器、反転コンテナ又は、自動貯留排出機

とし、住宅が100戸以上の場合は、燃やすごみを反転コンテナ又は自動貯留排出機としてください。

(6) 廃棄物の保管設備の必要数を決めてください。

ア ポリ容器については、P12の表4「容器数の算定」により算出してください。

イ 反転コンテナボックスについては、アに準じて算出してください。

ウ ア・イ及び、それ以外の方法による場合は、清掃事務所と十分に協議してください。

(7) 廃棄物の保管場所の位置及び構造等を決めてください。

廃棄物保管場所の位置や構造は、利用者の利便性、収集の作業の効率等を考慮して決めてください。

ア 保管場所の位置及び構造

図1 (P13) から図3 (P16) の保管場所、ポリ容器、反転コンテナボックスの配列例を参考にしてください。

イ 保管場所の設置基準

主なものは次のとおりです。

- ① 他の用途と兼用しないでください。
- ② 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分に収納できるスペースを確保してください。
- ③ 建築物1棟につき、1箇所以上設置してください。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、このかぎりではありません。
- ④ 家庭系廃棄物及び事業系廃棄物とは、明確に区分して保管できるようにしてください。
- ⑤ 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込、清掃及び点検等に必要な作業場所を確保してください。

- ⑥ 運搬車の通行に支障のない幅員、高さ及び勾配を有する水平な通路に接続する場所に設置してください。
- ⑦ ア 容器保管場所の出入口は、幅1.2m以上、高さ2.0m以上としてください。
イ 反転コンテナボックス保管場所の出入口は、幅2.0m以上、高さ2.0m以上としてください。
- ⑧ 床の通路と接続する部分は、水平でかつ通路と同一平面としてください。
- ⑨ 換気及び照明設備を設置してください。
- ⑩ 廃棄物の散乱及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けてください。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けてください。
- ⑪ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設けてください。
- ⑫ 多量の生ごみを保管する場合は、プレハブ冷蔵庫等を設置すること。
- ⑬ 棚を設置する場合は、2段とし、高さは80cm以上100cm以下にしてください。
- ⑭ ア 容器保管場所内に設ける棚と棚との間隔は、1.2m以上の作業場所を確保してください。
イ 反転コンテナボックス保管場所内に設置する反転コンテナボックスと反転コンテナボックスの間隔は、2.0m以上の作業場所を確保してください。

(8) 粗大ごみの保管場所を別に設置してください。

- ア 原則として、最低3㎡以上の面積としてください。
- イ 原則として、1棟につき1箇所設置してください。
- ウ 通路の一部を用いることはできません。

5 再利用対象物保管場所の提出書類作成の一般的手順

(1) 建築物の用途と規模を明確にしてください。

用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積を明確にするとともに、専用部分と共用部分（廊下、階段、エレベーター等）とに区別してください。

(2) 保管場所の最低必要面積を算出してください。

P19の「再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準」により算出してください。（P20の「保管場所面積計算表」を参考にしてください。）ただし、算出にあたっては、次のことに注意してください。

ア 同一敷地内に保管場所設置の対象となる建築物が複数ある場合は、各棟ごとに保管場所の面積を算出し、その合計面積を保管場所の最低必要面積としてください。

イ 用途欄に記載された用途以外の建築物（倉庫、駐車場等）の場合は、清掃事務所と十分協議を行い了承を得た上で類似の用途を用いて算出してください。

(3) 保管場所の配置及び構造等を決めてください。

保管場所の配置及び構造等は、利用者の利便性、収集作業の安全や効率等を考慮して決めてください。

具体的には、P35からの「事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置要綱」によりますが、主なものは次のとおりです。

なお、構造、付帯設備等は大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置要綱も準用してください。

ア 運搬車が直接かつ安全に進入できる敷地内に設置し、作業の安全性及び効率性に十分配慮して設置してください。また、敷地内への出入り口は、接する道路の交通量、交通規則等を十分配慮して設置してください。

イ 引火性、爆発性の物の保管場所等に近接していない場所に設置してください。

ウ 屋外に設置する場合は、再利用対象物の飛散及び雨水の流入等を防止するため、屋根及び囲いを設けてください。

エ 再利用対象物の選分、収集及び運搬車への積み込み作業等に必要な作業場所を確保してください。ただし、保管場所を廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物保管場所の作業場所と兼用することができます。

- オ 耐久性を考慮した構造としてください。
- カ 廃棄物保管場所と隣接して設置する場合は、廃棄物の混入及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分してください。
- キ 再利用対象物の種類及び使用上の注意事項を表示するとともに、棚・仕切板等により再利用対象物の種類が区分できるようにしてください。
- ク 保管場所の換気、照明設備等に十分配慮し、必要な設備を備えてください。

6 所有者の義務

- ア 建築物の所有者の方は、建築物が竣工したら、次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。また、事業に供する部分の延べ床面積が1,000㎡以上建築物の所有者の方は、廃棄物管理責任者を選任し「廃棄物管理責任者選任届」の提出が必要になります。事業に供する部分の面積が3,000㎡以上の事業用大規模建築物の所有者の方は、「事業用大規模建築物における再利用計画書」の提出もあわせて必要になります。建築物竣工後すみやかに提出するようお願いいたします。
- イ 所有者は、常に保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行ってください。この場合において所有者は、必要があるときは利用者に協力を求める等指導を行ってください。
- ウ 所有者は、廃棄物及び資源の選分・運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じた場合は、すみやかに適切な措置を講じてください。
- エ 所有者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しなくなった場合は、すみやかに当該基準に適合させるための措置を講じてください。
- オ 所有者は、運搬車の出入口付近の歩行者等の危険防止のため所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに適切に管理してください。

7 その他

この届出は、再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所の届出です。区がごみを収集する際に、区民及び事業者の方がごみを一時的に出していただく集積所とは異なります。集積所の位置及び維持管理については、別途清掃事務所にご相談ください。

表1 建築物の用途別、規模別、廃棄物保管設備等の設置基準及び処理方法

建築物	規模等	廃棄物	廃棄物保管設備の種類					粗大ごみ 保管場所	処理方法			備 考
			容 器	反転コン テナボッ クス	自動貯留 排 出 機	車両搭載式 コンテナ等	その他		江東区	自己処理	許可業者	
江東区の 収集運搬 業務の提 供を受け る場合	100戸以上	燃やすごみ		○	○			○	○			
		燃やさない ごみ	○						○			
	100戸未満	燃やすごみ	○	○	○			○	○			
		燃やさない ごみ	○						○			
江東区の 収集運搬 業務の提 供を受け ない場合	排出日量 1,000kg 以上	一般 廃棄物			○	○	○	○		○	一廃	一廃： 一般廃棄物 処理業者
		産業 廃棄物			○	○	○			○	産廃	
	排出日量 1,000kg 未満	一般 廃棄物	○	○	○	○	○	○		○	一廃	産廃： 産業廃棄物 処理業者
		産業 廃棄物	○	○	○	○	○			○	産廃	

表2 施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	1日あたりの排出基準
住宅	1 kg/人
事務所 ビル	0.04kg/m ²
文化・娯楽施設	0.03kg/m ²
店舗（飲食店）	0.20kg/m ²
店舗（物品販売） デパート・スーパー	0.08kg/m ²
ホテル	0.06kg/m ²
学校	0.03kg/m ²
病院・診療所	0.08kg/m ²
駐車場（倉庫）	0.005kg/m ²
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

表3 住居占有面積別人員数

住居占有面積	人員数
～20m ²	1.0人
～30m ²	1.5人
～40m ²	2.0人
～50m ²	2.5人
～60m ²	3.0人
60m ² 超	4.0人

別表4

容器数の算定

用途	廃棄物	床面積又は人員×排出基準×可燃・不燃・資源・プラの割合×収集間隔÷容器容量=A				最低必要個数	予備率の加算	必要個数
住居	燃やす	[]人×[1]×0.66×[3]日÷[]kg=	①	個	(①+②+③+④)×1.4=B	個	個	
	燃やさない	[]人×[1]×0.04×[12]日÷[]kg=	②	個				
	資源	[]人×[1]×0.22×[6]日÷[]kg=	③	個				
	プラ	[]人×[1]×0.08×[6]日÷[]kg=	④	個				
事業系	可燃	[]m ² ×[]×0.60×[]日÷[]kg=	⑤	可燃 ⑤+⑧+⑩+⑭=	((⑤~⑯を+)×1.4)	個	個	
	不燃	[]m ² ×[]×0.20×[]日÷[]kg=	⑥					個
	資源	[]m ² ×[]×0.20×[]日÷[]kg=	⑦					個
事業系 大規模	可燃	[]m ² ×[]×0.75×[]日÷[]kg=	⑧	不燃 ⑥+⑨+⑫+⑮=	B	個	個	
	不燃	[]m ² ×[]×0.25×[]日÷[]kg=	⑨					個
	資源	[]m ² ×[]日÷[]kg=	⑩					個
	可燃	[]m ² ×[]日÷[]kg=	⑪	資源 ⑦+⑩+⑬+⑯=	個	個	個	
	不燃	[]m ² ×[]日÷[]kg=	⑫					個
	資源	[]m ² ×[]日÷[]kg=	⑬					個
	可燃	[]m ² ×[]日÷[]kg=	⑭	⑭=	個	個	個	
	不燃	[]m ² ×[]日÷[]kg=	⑮					個
	資源	[]m ² ×[]日÷[]kg=	⑯					個
最低必要個数合計						個	必要個数合計	個

保管場所面積の算定

1 容器保管必要面積	容器の直径又は縦 []m × 容器の直径又は横 []m × 容器数 [] ÷ 段数 [] 段 =	m ²		
2 洗淨排水設備面積	m ² 3 作業場の必要面積	m ² 合計(1~3)	m ² 粗大ごみ保管場所面積	m ²

<算定上の注意>

- 1 計算は、用途別に実施し必要個数を算定する。
- 2 基準要素の総計は住宅の場合は総人員、事務所等は有効面積を記入する。
- 3 収集間隔は実態により記入する。(原則として燃やすごみ3日・燃やさないごみ12日・資源・容器包装プラスチック6日)
- 4 容器1個あたりの容量は原則として15kg(60ℓ)を基準とする。
- 5 個数の算定は、家庭系と事業系を区分する。事業系の用途が複数の場合、Aの⑤~⑯を合算して必要個数を算定する。
- 6 Aは、小数点第2位を四捨五入する。最低必要個数はAを切り上げる。
- 7 必要個数は、Bの小数点以下を切り捨てる。
- 8 予備率は、40%を確保する。
- 9 必要個数が最低必要個数より少ない場合は、最低必要個数を必要個数とする。

図1 保管場所の配置例

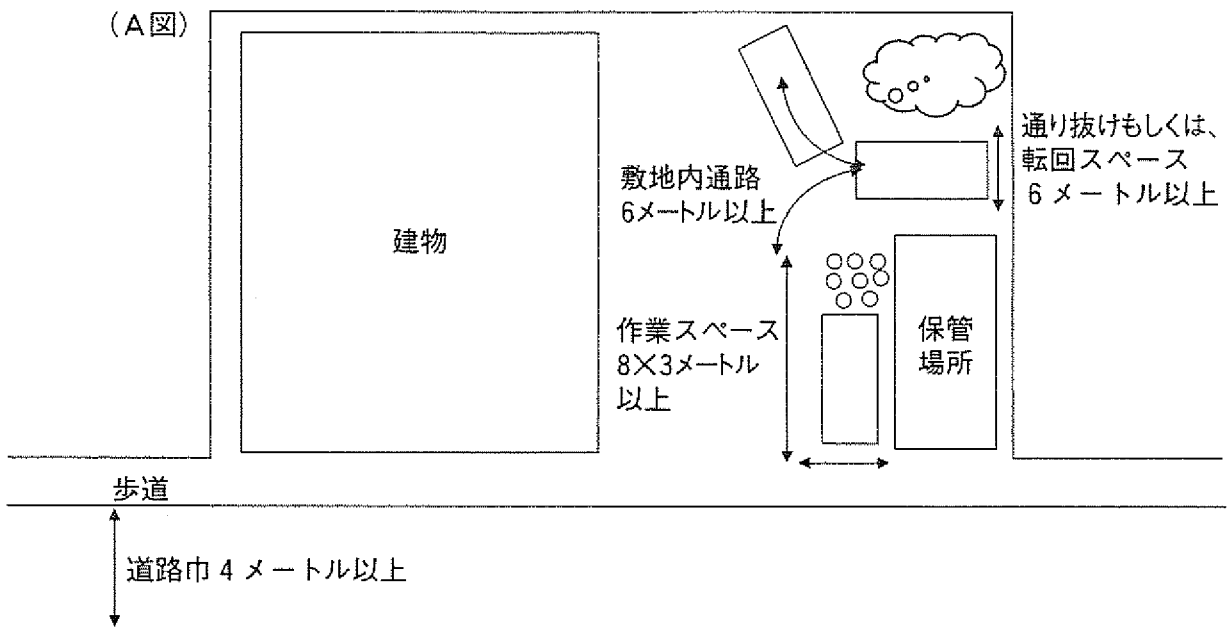
道路に面しており、敷地内に収集車が進入して作業できる位置に設置し、収集日に歩道上などに持出すことのないようにしてください。

なお、持出し場所のスペースを敷地内に設けてください。

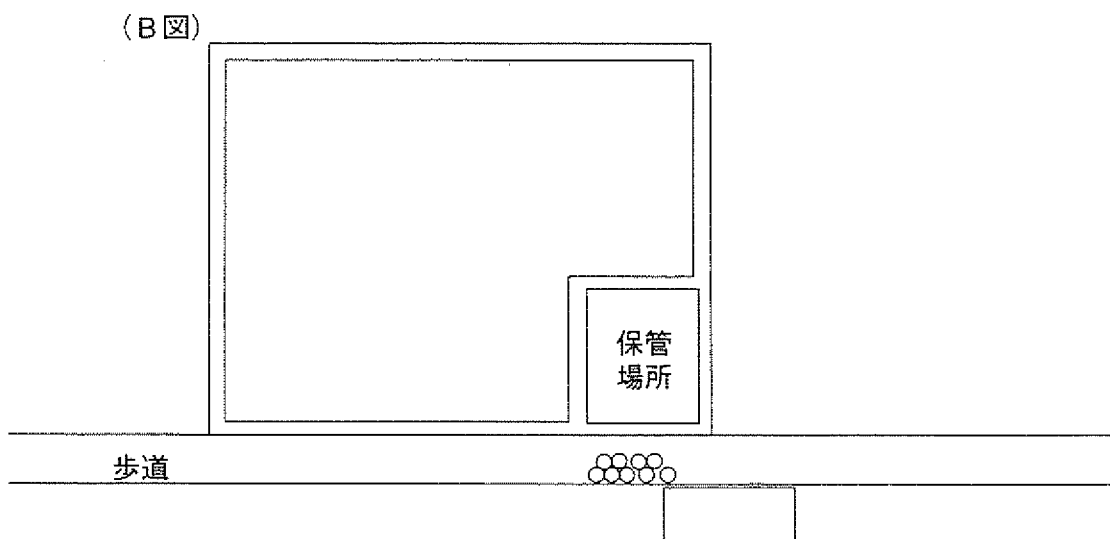
具体的には、下図の2つの例を参考にしてください。

A図…道路に面し、車が進入できる、最良の例（50戸以上の容器数の多い場合は、この例が望ましい）のひとつです。

B図…A図が確保できない場合。



- ◎ 利点 (イ) 収集作業を行う際に近隣に迷惑をかけない。
 (ロ) 固定した場所で作業を行うので周囲が汚れることがない。



※敷地内に収集車が進入する場合は、マンホールなど耐圧20t以上の設計をお願いします。

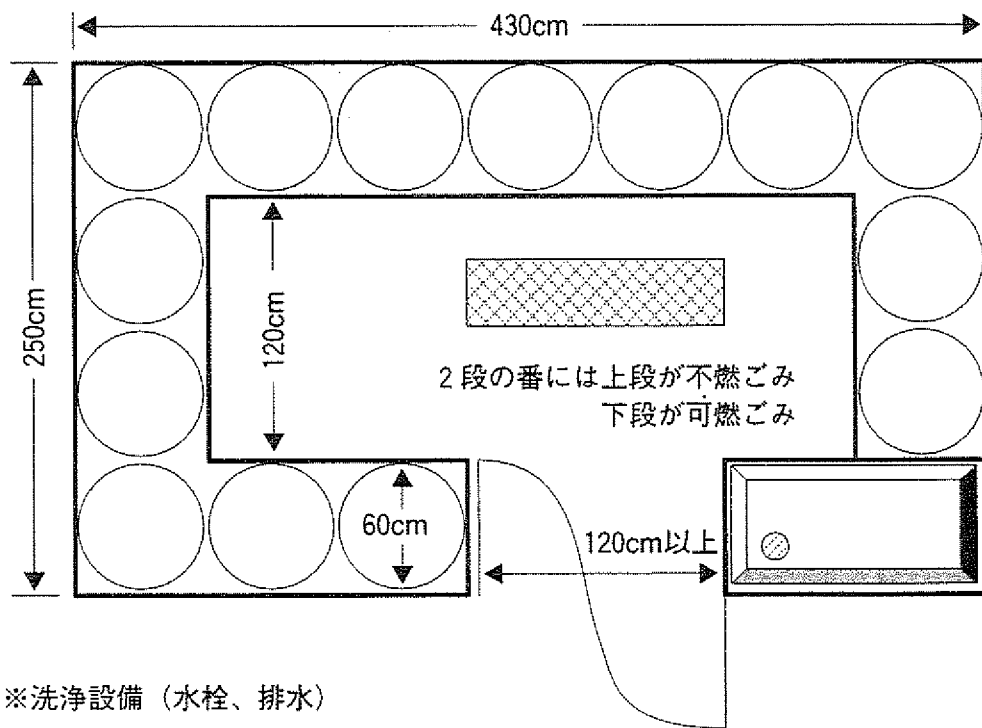
図2 容器の配置例

ポリ容器の規格に十分注意して、次のような配置にしてください。

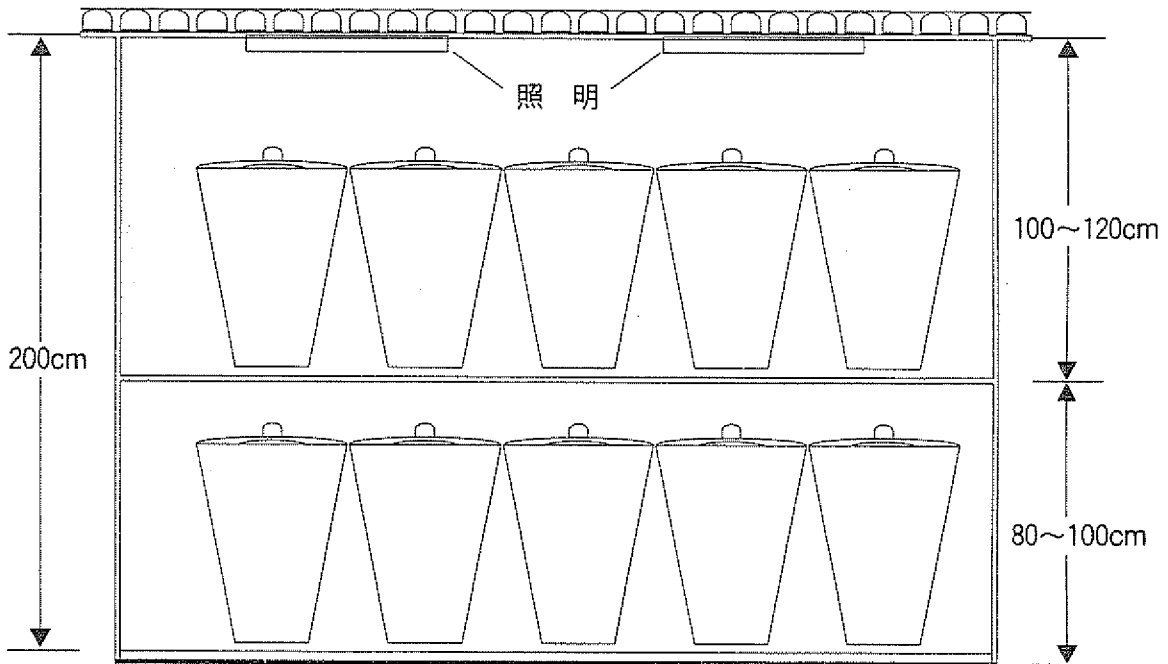
丸型ポリ容器 (60リットル) ……………直径60cm

角型ポリ容器 (60リットル) ……………35cm × 55cm × 60cm
(一辺) × (一辺) × (高さ)

容器の規格はメーカーによって異なりますので、上記より小さい場合は
カタログを添付してください。

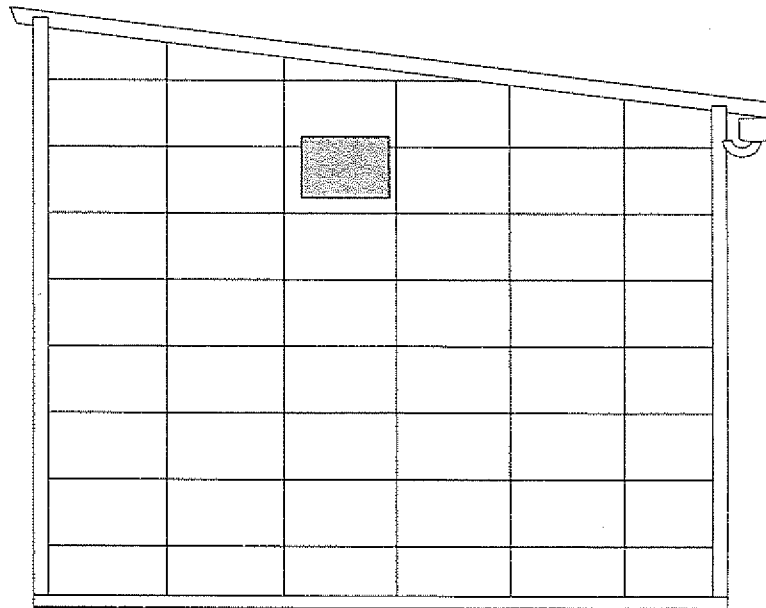


断面図



- 1 原則として、一段構造が望ましい。
- 2 二段構造の場合、棚の高さは80cm以上1m以下にしてください。
- 3 天井の高さは、2m程度確保してください。

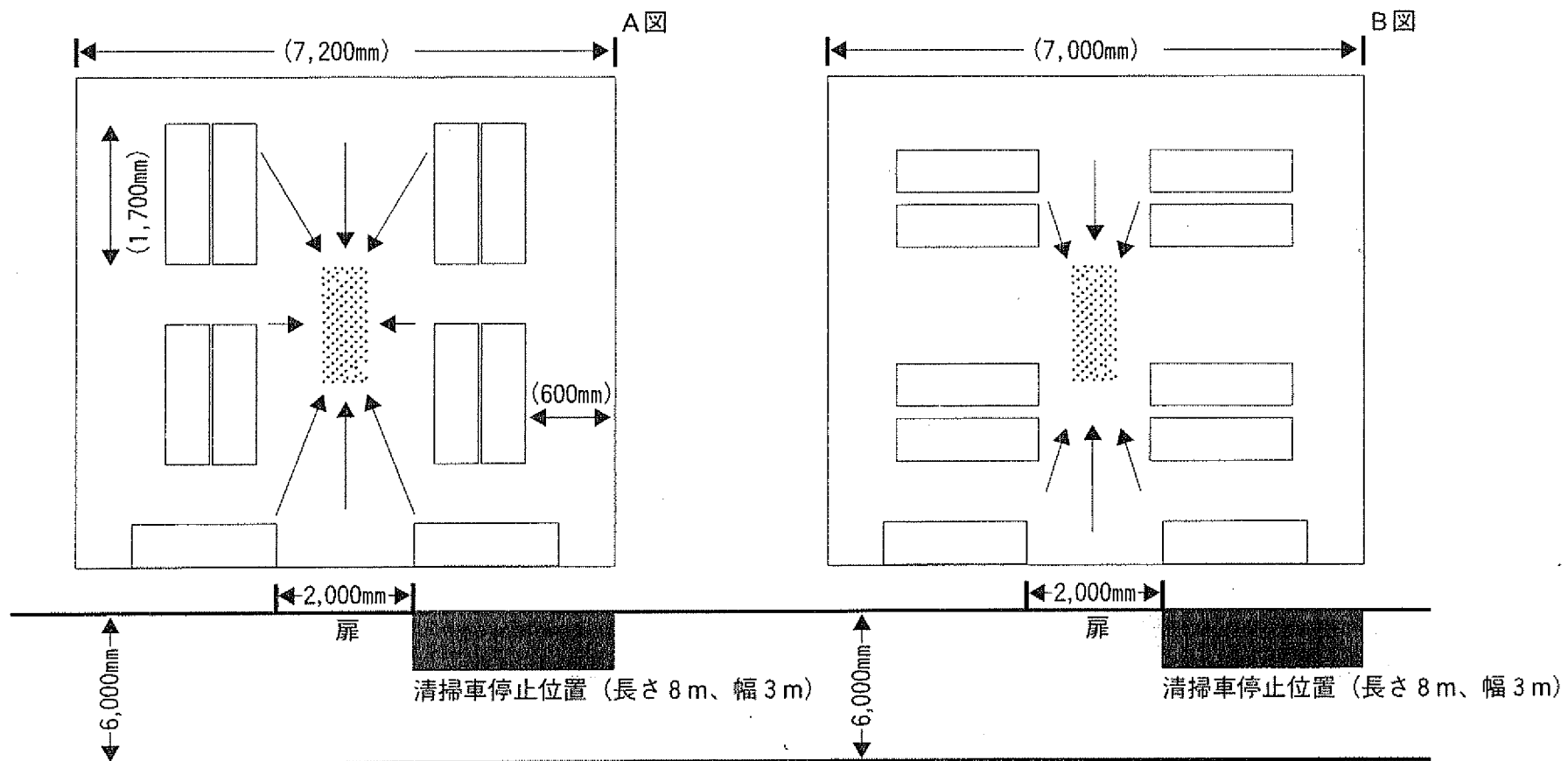
側面図



- 1 屋根は必ず設置してください。
- 2 換気口（扇）を設置してください。

図3 反転コンテナボックス配置例

入居数100戸 コンテナボックス10台設置する場合

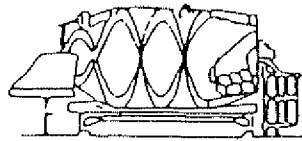


参考図 自動貯留機による方式

1. ドラム方式

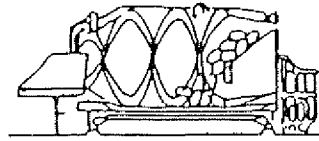
ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）

(1) 貯留状態-1



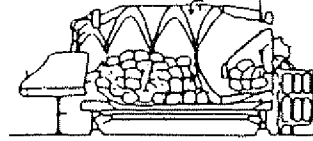
反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態-2



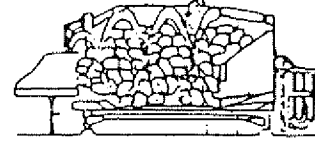
ドラムの回転により、ドラムはごみを引き込み、出口方向へ移送する。

(3) 貯留状態-3



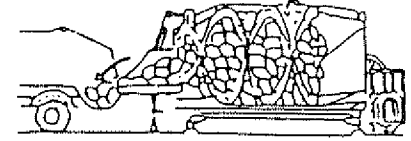
反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態-4（満量）



ごみの投入と、ドラムの回転が繰り返しておこなわれ、満量になる。

(5) 排出状態

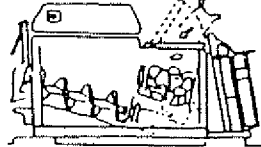


ドラムの回転により、ごみを収集車に積み替える。

2. スクリュ方式

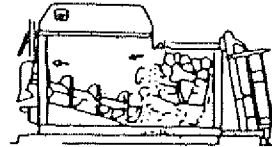
ごみの流れ（反転投入装置付、設置階投入型の場合）

(1) 貯留状態-1



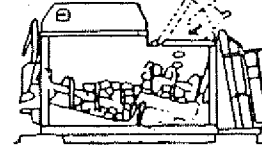
反転投入装置により、ごみを投入する。

(2) 貯留状態-2



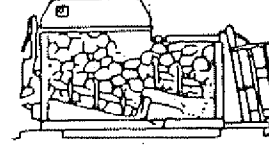
投入スクリュが自動的に定時間作動して、ごみを貯留室の前方へ移送する。

(3) 貯留状態-3



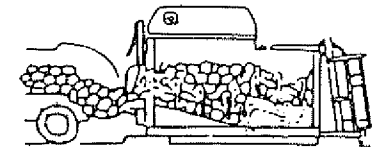
反転投入装置により、ごみを投入する。

(4) 貯留状態-4（満量）



(2)、(3)の動作が数回繰り返されて、ごみが満量になる。

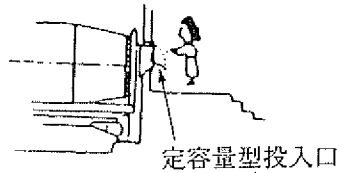
(5) 排出状態



スクリュの回転により、ごみを収集車に積み替える。

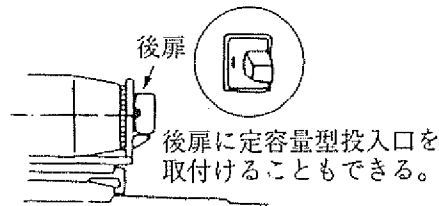
3. ごみの投入方式

1. 設置階投入型 （定容量バケット方式）



定容量型投入口

2. 設置階投入型（後扉方式）

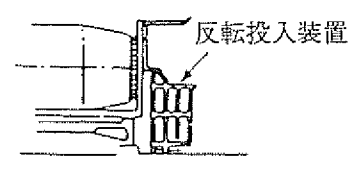


後扉

後扉に定容量型投入口を取付けることもできる。

* 後扉には観音開き型と1枚開き型がある。

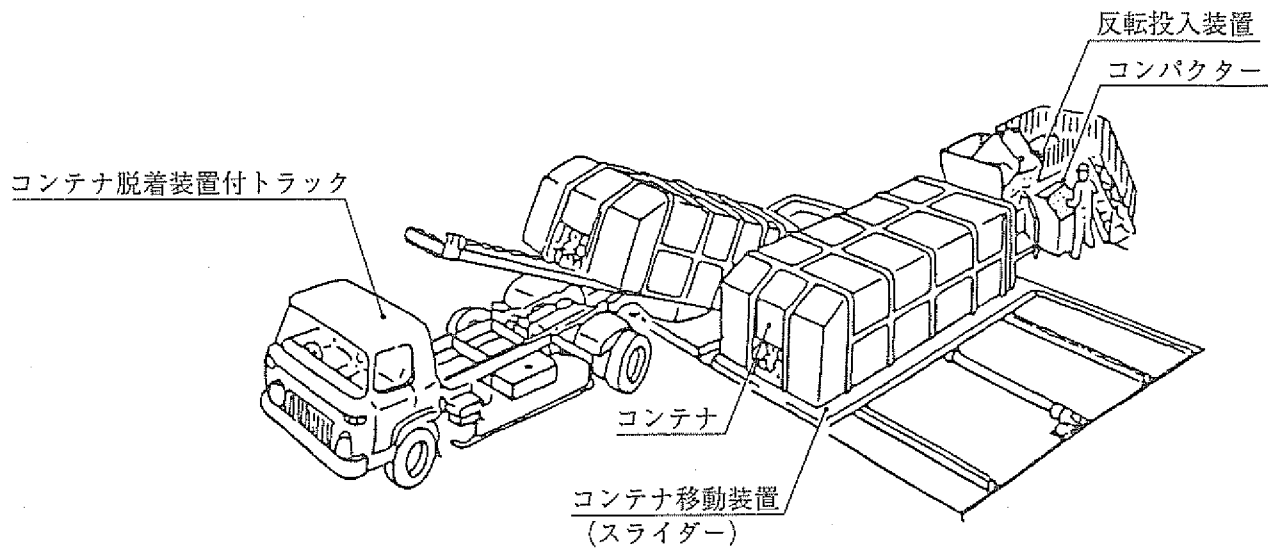
3. 設置階投入型 （コンテナ反転投入方式）



反転投入装置

* コンテナ差込み方向は、後方と側方がある。

参考図 コンパクターコンテナ方式



1. 反転投入装置により、ごみを投入する。
2. コンパクターにより、コンテナにごみを圧入する。
3. 圧入されたごみで満量になったコンテナをコンテナ脱着装置付トラックに積み替える。
4. 積み替え後、新たなコンテナをコンテナ移動装置により、定位置にセッティングする。

表5 再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準

対象延床面積 用途	10,000㎡未満	10,000㎡以上、50,000㎡未満	50,000㎡以上、100,000㎡未満	100,000㎡以上
事務所	4㎡以上	4㎡ + $\frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 3\text{㎡}$ 以上	16㎡ + $\frac{(\text{延床面積} - 50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	26㎡以上
飲食店				
学校				
病院・診療所				
店舗	4㎡以上	4㎡ + $\frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 4\text{㎡}$ 以上		40㎡以上
ホテル				
文化・娯楽施設等	3㎡以上	3㎡ + $\frac{(\text{延床面積} - 10,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 2\text{㎡}$ 以上	11㎡ + $\frac{(\text{延床面積} - 50,000\text{㎡})}{10,000\text{㎡}} \times 1\text{㎡}$ 以上	16㎡以上

注1：上記用途に該当しない事業用大規模建築物については、事前に協議すること。

注2：対象延床面積は、共用部分を除くこと。

注3：主たる用途に付随する事務所等は、主たる用途と見なす。

注4：対象延床面積が10,000㎡未満の複合建築物の最低必要面積は、4㎡以上とすること。

注5：対象延床面積が10,000㎡以上の複合建築物の最低必要面積は、各用途別に対象延床面積があるものと仮定し、各々の最低必要面積を算出し、その面積に「各用途別面積÷対象延床面積」の比率を乗じ、その最低必要面積を合計した面積（以下「合計面積」という。）以上とすること。

ただし、合計面積が4㎡未満となった場合の最低必要面積は、4㎡以上とする。

注6：算出にあたっては、小数点第2位を四捨五入すること。

表6 再利用対象物保管場所面積計算表（1万㎡以上の建築物のときに使用してください。）

※対象延床面積には共用部分を含まないで下さい。

用途	(I) 各用途別 対象延床面積	(II) 〔建築物全てがその用途とした場合の、最低必要面積〕			(III) 1棟に占める 用途別の割合 (a) (b) (c) / (d)	(IV) 最低必要面積 〔(II) × (III)〕
		(d)が一万㎡以上～五万㎡未満	(d)が五万㎡以上～十萬㎡未満	(d)が十萬㎡以上		
事務所						
飲食店		$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 3 \text{ m}^2$	$16 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	26 m ²	$\frac{(a)}{(d)}$	㎡
学校						
病院・診療所						
小計 (a)	(a)	= ㎡	= ㎡			
店舗		$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$	$4 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 4 \text{ m}^2$	40 m ²	$\frac{(b)}{(d)}$	㎡
ホテル						
小計 (b)	(b)	= ㎡	= ㎡			
文化・娯楽施設等	(c)	$3 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 10,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 2 \text{ m}^2$	$11 \text{ m}^2 + \frac{(d) - 50,000 \text{ m}^2}{10,000 \text{ m}^2} \times 1 \text{ m}^2$	16 m ²	$\frac{(c)}{(d)}$	㎡
合計 (d)	(d)				1	(* 4 m ² 未満は4 m ² 以上)

↑ * (I)欄は小数点第3位を四捨五入

↑ * (II)欄は小数点第3位を四捨五入

↑ * (IV)欄は小数点第2位を四捨五入

※ この計算表は、1万㎡以上の建築物のときに、下記事項に留意して使用して下さい。

- 1 1万㎡以上で用途が単一の建築物の場合は、次の手順で計算して下さい。……(III)欄は使用しないで下さい。
 - ① 該当する用途の対象延床面積を(I)欄に記入し、その数値を合計(d)にも記入して下さい。
 - ② ①の数値を(II)欄の用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)して下さい。
 - ③ ②の数値を小数点第2位を四捨五入して(IV)欄に記入して下さい。……この数値が保管場所最低必要面積となります。
- 2 1万㎡以上で用途が複合する建築物(再利用対象物の保管場所最低必要面積算出基準の注5)の場合は、次の手順で計算して下さい。
 - ① 各用途別を対象延床面積を(I)欄に記入し、合計した数値を(d)に記入して下さい。
 - ② ①の数値を(II)欄の各用途と面積が該当する計算式の(d)に記入し計算(小数点第3位四捨五入)して下さい。ただし、(d)が十萬以上の場合は、表に記入してある数値となるので計算する必要はありません。……この数値が、各用途別に対象延床面積(d)があるものと仮定し、算出した各々の最低必要面積となります。
 - ③ (I)の各用途別の面積〔(a)、(b)、(c)〕と合計面積〔(d)〕を(II)欄の(a)~(d)の該当するところに記入して下さい。……これが、1棟に占める用途別の割合となります。
 - ④ 各用途別に②の数値に③の割合を乗じ、小数点第2位を四捨五入して(IV)欄に記入し、合計して下さい。……この数値が保管場所最低必要面積となります。

念 書 (例)

私は、江東区 _____ に建設します建築物（仮称 _____）の廃棄物保管場所等に関し、下記について遵守することを約束します。

記

- 1 容器保管場所に収集車両（清掃車）が進入または、横付けできませんので収集当日、容器を別図（配置図、平面図）場所まで、責任を持って持出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 2 ごみ収集当日には、当建築物から排出されるごみをごみ容器により、ビル管理者が責任を持ってごみ集積所へ一括して持出し、収集後速やかに容器を洗浄し、保管場所に格納いたします。
- 3 廃棄物保管場所、ごみ容器集積所および容器等は常に清潔を保つようにいたします。
- 4 ごみ容器の取り扱い及びごみ容器集積所等の管理について、区の収集業務の遂行に支障のないようにするとともに、近隣住民等から苦情等の問題が生じた場合は、責任を持って解決することをお約束いたします。
- 5 事業系廃棄物については、業者による収集とします。また、委託業者が決まっていないので、後日契約締結しだい契約書の写し及び業者の許可書の写しを提出いたします。
- 6 廃棄物保管場所、ごみ容器集積所および容器等は常に清潔を保つためその管理を管理組合に委託することをお約束いたします。
- 7 ごみ容器保管場所及びごみ容器の個数等に不足が生じた場合は、区の指示に従い速やかに廃棄物保管場所を増設するとともに、必要な数だけのごみ容器を増やします。
- 8 建築物を分譲、または、管理を業者委託した場合には、この念書があることを申し伝え、上記の項目にかかわる件については、責任を持って解決いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

江東区長殿

建築主 住所
氏名

印